

国民健康保険に加入している方へ

葬祭費が支給されます。

※国民健康保険に加入している方が死亡されたとき、国民健康保険から葬祭費がその葬祭を行う人に支給されます。ただし、社会保険等の被保険者（本人）だった方が、退職後3か月以内に死亡され、社会保険等からの支給がある場合は、支給できませんのでご了承ください。

支給金額 50,000円

申請方法

1 申請場所

市役所保険年金課1階8番窓口、各支所市民福祉課保険年金担当

2 取扱時間

月曜～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分

3 持参するもの

国民健康保険被保険者証

（世帯主が死亡された場合は、世帯全員のものが必要です。）

葬祭を行う人（喪主）の身分証（運転免許証等）

（喪主以外の方が申請に来庁される場合は、その方の身分証も必要です。）

葬祭を行う人（喪主）の確認ができるもの

（葬儀の領収書・会葬礼状など、喪主及び故人の氏名が載っているものが必要です。）

葬祭を行う人（喪主）の個人番号カードまたは個人番号のわかるもの

（公金受取口座を希望する場合）

葬祭を行う人（喪主）名義の預金口座のわかるもの

（公金受取口座を希望しない場合）

※公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。

4 支給方法

口座振込（申請日から約1か月後）

問い合わせ先

高崎市役所保険年金課国保担当（1階8番窓口）

TEL 027-321-1236（直通）

葬祭費支給申請書

金額	円
----	---

被保険者証の番号			
死亡者氏名	国保適用 開始年月日	年 月 日	
死亡年月日	年 月 日	葬祭年月日	年 月 日
死亡の原因	1：第三者行為（交通事故等） 2：その他（自損事故・疾病等）		

上記のとおり申請します。

年 月 日

（宛先）高崎市長

住 所

葬祭を行う人

氏 名

（死亡者との続柄）

電話番号

【口座情報記入欄】

公金受取口座を利用します。（利用する場合は、振込口座情報の記入不要）

（葬祭を行う人の個人番号 ）

下記のとおり振込口座を指定します。

	金融機関名	支店名	預金種目	支店コード	口座番号
葬祭を行う人	銀行・信金 農協・信組	本店 支店	普通 当座		
	（フリガナ） 口座名義人				

※葬祭を行う人の口座へ振込みができない場合はご相談ください。

※国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「 公金受取口座を利用します」のチェックボックスにチェックしてください。

回収 (証・限・高・特)	取扱者	
交付 (証・限・高・特)		
入 力		